

○申請窓口

動物衛生証明書の申請窓口は、輸出内容に応じて、次のとおり2つ設置します。

水産動物由来の「**水産食品**」を輸出する場合は、①の窓口で申請手続きを行い、水産動物由来の「**水産食品以外**」の種苗や餌料等を輸出する場合は、②の窓口で申請手続きを行ってください。

窓口①：水産林務部水産局 水産経営課 輸出促進係

《輸出内容：水産動物由来の「**水産食品**」》

住所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL：011-204-5466（ダイヤルイン）
FAX：011-232-8904
E-mail：suirin.suikei1@pref.hokkaido.lg.jp

窓口②：水産林務部水産局 水産振興課 研究普及係

《輸出内容：水産動物由来の「**水産食品以外の種苗や餌料等**」》

住所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL：011-204-5471（ダイヤルイン）
FAX：011-232-1578
E-mail：suirin.suishin2@pref.hokkaido.lg.jp

申請に際し、不明な点等があれば、上記、連絡先にご相談ください。

○申請方法

提出に必要な書類は、申請窓口によって、次のとおり異なりますのでご留意願います。

申請書類のうち、「HEALTH CERTIFICATE（別紙様式4）」は、必ず電子ファイルで提出してください。それ以外の書類は、紙面又は電子ファイルで提出願います。

1. 「**窓口①**」に申請する場合

（※水産食品を輸出する場合 例：活ホタテガイ、活ホッキガイ等）

窓口①では、以下のとおり、（ア）と（イ）の場合で提出書類が異なります。

（ア）原産地証明申請書類と一緒に提出する場合

《申請書類》

- ① 証明書発行申請書（別紙様式3）
- ② HEALTH CERTIFICATE（英語で記入）（別紙様式4）
- ③ 認定検査機関による検査結果（取扱要領4（2）に該当する場合）※

※③の検査結果は、魚病の発生が疑われる場合等に必要となる書類です。

現在のところ、道内産水産動物では、要領に定める魚病の発生は、確認されておりませんので、道内産水産動物を輸出する場合、③は不要です。

※（注）「原産地証明申請書類」と同時に提出願います。

(イ) 水産食品に関する動物衛生証明書のみを申請する場合（例：原産地証明書を国から受ける場合等）

《申請書類》

- ① 証明書発行申請書（別紙様式 3）
- ② HEALTH CERTIFICATE（英語で記入）（別紙様式 4）
- ③ 認定検査機関による検査結果（取扱要領 4（2）に該当する場合） ※ 1
- ④ 原産地及び最終加工された都道府県を確認することができる書類
- ⑤ その他、①の別紙様式 3 の記載内容が確認できる書類（インボイスの写し、パッキングリストの写し等）
- ⑥ ※ 第三国産水産物の日本国への輸入許可証及び認定検査機関による検査結果 ※ 2

＋
「返信用封筒等」

送付先を記入し、切手（札幌市外は速達分）を貼ったもの（道庁で受け取る場合は不要）を提出してください。

※ 1：③の検査結果は、魚病の発生が疑われる場合に必要となる書類です。

現在のところ、道内産水産動物では、要領に定める魚病の発生は、確認されておられませんので、道内産水産物を輸出する場合、③は不要です。

※ 2：⑥は、第三国で生産された水産物を日本を經由して、輸出する場合に必要な書類。ただし、検査結果については、水産資源保護法に基づく輸入許可を受けている等により、対象疾病にかかっていないことが明らかであるものは、同法に基づく輸入許可証の写し等。

2. 「**窓口②**」に申請する場合

（※水産食品以外を輸出する場合 例：種苗、餌料等）

《申請書類》

- ① 証明書発行申請書（別紙様式 3）
- ② HEALTH CERTIFICATE（英語で記入）（別紙様式 4）
- ③ 認定検査機関による検査結果（取扱要領 4（2）に該当する場合） ※ 1
- ④ 原産地及び最終加工された都道府県を確認することができる書類
- ⑤ 製造業者等の所在を公的に証明する書類（営業許可証等）の写し（加工品の場合）
- ⑥ その他、①の別紙様式 3 の記載内容が確認できる書類（インボイスの写し、パッキングリストの写し等）
- ⑦ ※ 第三国産水産物の日本国への輸入許可証及び認定検査機関による検査結果 ※ 2

＋
「返信用封筒等」

送付先を記入し、切手（札幌市外は速達分）を貼ったもの（道庁で受け取る場合は不要）を提出してください。

※ 1：水産食品以外の場合は、③の検査結果が必要です。

※ 2：⑦は、第三国で生産された水産物を日本を經由して、輸出する場合に必要な書類。ただし、検査結果については、水産資源保護法に基づく輸入許可を受けている等により、対象疾病にかかっていないことが明らかであるものは、同法に基づく輸入許可証の写し等。